有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 23 年法律第 32 号）により登録されたサービス付き高齢者向け住宅のうち、介護の提供・食事の提供・家事・健康管理のいずれかのサービスの提供を行う住宅は、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条に基づく有料老人ホームに該当するため、老人福祉法の適用も受けます。

有料老人ホームの届出について

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、特例により、老人福祉法第２９条第１項から第３項に基づく「有料老人ホーム」に関する届出（設置届、変更届、廃止・休止届）は要しません。

ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録申請時に、有料老人ホームの重要事項説明書を下記窓口に提出するとともに、年１回、有料老人ホームの現況報告を提出する必要があります。

道指導指針について

「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」の対象に有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を追加しました（平成２７年１０月１日施行）。職員の配置やサービス、利用料等について指針の適用を受けることになりますので、指針に基づく適切な施設運営に努めてください。

指導・監督について

高齢者の居住の安定確保に関する法律及び老人福祉法により指導・監督が行われます。

サービス付き高齢者向け住宅の登録取消しが行われた場合について

当該住宅において介護等のサービスを提供する場合には、改めて老人福祉法に基づく「有料老人ホーム」の届出が必要となります。

◆有料老人ホームに関する窓口◆

・以下の市町村に所在する有料老人ホームにあっては、それぞれの市町村

札幌市、函館市、旭川市、美唄市、砂川市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、北竜町、沼田町、千歳市、恵庭市、北広島市、倶知安町、ニセコ町、共和町、泊村、神恵内村、登別市、白老町、 北斗市、松前町、木古内町、鹿部町、奥尻町、せたな町、士別市、名寄市、下川町、上富良野町、苫前町、枝幸町、利尻町、利尻富士町、中頓別町、津別町、訓子府町、佐呂間町、湧別町、音更町、 鹿追町、芽室町、足寄町、浦幌町、白糠町、標津町

・上記以外にあっては、有料老人ホームが所在する地域の総合振興局（振興局）社会福祉課

○空知総合振興局：０１２６－２０－０１０９
○後志総合振興局：０１３６－２３－１９３６
○日 高 振 興 局 ：０１４６－２２－９４７２
○檜 山 振 興 局 ：０１３９－５２－６６５４
○留 萌 振 興 局 ：０１６４－４２－８３１９
○ｵﾎｰﾂｸ総合振興局：０１５２－４１－０６９０
○釧路総合振興局：０１５４－４３－９２５１
○石 狩 振 興 局：０１１－２０４－５８６４
○胆振総合振興局：０１４３－２４－９８４１
○渡島総合振興局：０１３８－４７－９５３６
○上川総合振興局：０１６６－４６－４９８２
○宗谷総合振興局：０１６２－３３－２９８７
○十勝総合振興局 ：０１５５－２７－８５１８
○根 室 振 興 局：０１５３－２３－６９１５

～本通知に関するお問い合わせ～

上記の窓口のほか、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課事業運営係：011－231－4111（内線 25－658）